「いじめ対策」基本方針

1 基本事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する生徒等と、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的 又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であり、行為 の対象となった生徒が心理的苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等に関する基本的考え方

いじめは絶対に許されない行為である一方、いつ・どこにでも起こりうることであり、ひとつの事案の中であってもその立場が入れ替わるなど、その様態も様々である。そのため、生徒のコミュニケーション能力を高め、学校や家庭、地域で健全な人間関係を作ることに重点をおく。また、生徒に関する情報交換を速やかに行うために、日頃より職員間の連携・関係性を培う。

ア 未然防止

すべての教育活動を通じて、生徒一人一人多様性を認め、個々の自尊意識を高め、規範意識や互いを尊重する人権感覚を育て、他者との関わりについて考え・議論する機会を設けるなどし、健やかでたくましい心を持った生徒を育てる。

イ 対応の基本

すべての教育活動の基本は、人格の完成を目指すという教育基本法の理念に根ざし、毎日の学校生活の中で、生徒の心の状況を把握することに努め、いじめを受けた生徒に寄り添い安全・安心を確保することはもちろんのこと、受けた生徒、行った生徒を問わず支援し各々の成長を促すことに努める。

ウ いじめ対策委員会を設置し、学期に1回定期的に委員会を開催する。また、事案が発生した場合は随時開催し、情報交換すると共に対応(案)を協議する。

[委員長]教頭 [副委員長]生徒指導主事 保健主事

[委員] 1 年学年主任 2 年学年主任 3 年学年主任 養護教諭

2 いじめ防止・早期発見のための計画

1 学期		2 学期		3 学期	
4月	学年会議・情報交換・個人面談	9月	個人面談・情報交換	1月	情報交換·HR 講話
	・1 分間カウンセリング	10 月	生徒課アンケート	2月	学校アンケート
5月	情報交換	12 月	学年会議・情報交換	3月	学年会議・情報交換
6月	情報交換		対策委員会		対策委員会
7月	学年会議・情報交換				
	対策委員会				

- ※ 行事や LHR 等を利用して生徒同士の関係性を深めるためのグループエンカウンターを適宜行う。
- ※ 運営委員会・職員会議で必要な情報共有をし、状況に応じて、関係者に加えカウンセラー・ 相談担当等を交えた生徒支援会議を行う。

3 いじめに対する処置

(1)対応の基本



〔情報収集・整理〕

教職員・生徒・保護者等から情報を 集め事実関係を整理する。

〔指導・支援体制の協議〕 委員会及び関係者により協議

〔保護者との連携〕

つながりのある教職員を中心に、関係生徒の保護者に連絡し、事実関係を伝えると共に、今後の学校との連携方法について話し合う。

※職員間で情報を共有する(必要に応じて生徒支援会議を開く)。

指導の基本方針	・いじめを行った生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解さ
	せ、自らの意志でいじめに係わる行為をやめるよう指導する。
	・周囲の生徒にも、どのような行動ができたか考えさせるなど、自分自身の問
	題として捉えさせる。
支援の基本方針	・いじめを受けた生徒と信頼関係のある人と連携し、その生徒に寄り添い、安
	全・安心を確保して、生徒が心身の苦痛を感じない環境作りに努める。

- ※ 事実確認だけにとどまらず、行為が行われるまでの経緯も含め、気持ちの変容を、関係した 生徒が振り返ることのできるように、カウンセリング等、内面への働きかけを取り入れ、各々 の発達段階に応じて成長を促す指導・支援を行う。
- ※ 重大事案でなくとも、必要があれば県教育委員会へ報告し対応を協議する。

(2) 留意事項

ア 情報収集・整理の実施

- ・いじめ行為が、いつ・誰から行われ・どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。(因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。)
- ・民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うために行う。そのため、関係生徒及び保護者の協力が欠かせない。

イ 情報の提供

・個人情報に留意しつつ、明らかになった事実関係について適切に経過報告する。

ウ その他

・いじめを受けた生徒や保護者はもとより、関係のあった生徒の心情に留意し、文部科学 省及び県教育委員会の指針を参考に対応にあたる。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - ア「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
 - イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間 30 日を目安、一定期間連続しているような場合などは迅速に調査に着手)
- (2) 重大事態への対応 以下の対応フローに従い対応する。
 - ア 報告

学校から県教育委員会へ報告

- イ 県教育委員会が重大事態の調査の主体を判断
- ウ 学校が調査主体の対応フロー (県教育委員会の指導・助言のもと)
 - (ア) 事態の調査委員会の設置
 - ・構成については、専門的知識及び経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係また は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立 性を確保するよう努めることが求められる。
 - (イ) 委員会で、事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・アンケートを実施する場合は、アンケート結果をいじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に当たりその旨を調査対象者に説明する必要がある。
 - ・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査については。「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(H28.3 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。
 - (ウ) いじめを受けた生徒及びその保護者に情報を適切に提供
 - ・明らかになった事実関係について、適切に経過報告することが望ましい。
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
 - (エ) 調査結果を県教育委員会に報告
 - ・いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合はいじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
 - (オ) 調査結果を踏まえた必要な処置
 - ・調査の結果を踏まえ、いじめ対策委員会及び関係職員を中心に、学校全体で最善とす る対策を行う。